

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の2第3項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）25条4項の規定に基づく個人が行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年9月4日付けで行った平成30年分の事業所得に係る個人事業税賦課処分（内容は、別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

平成30年分の個人事業税通知書が令和2年9月4日に送付されてきました。本来ならば1年前の令和元年中に通知されるべきものが、1年以上も遅れて賦課決定されたのです。

その結果、〇〇都税事務所の担当者の単純で怠慢なチェックミスにより、不当に不利益を被ることになりました。

その不利益とは、通常どおり令和元年中に納税通知書が送られてきていれば、その年分の確定申告にて経費（公租公課）に算入することが出来、令和元年分の確定申告の適用税率が40%でしたので、個人事業税455,200円×40%＝182,080円の所得税が少なくなるはずでした。

しかし、1年遅れて納税通知書が送られてきたため、令和2年の確定申告の経費（公租公課）に算入することになりますが、コロナの影響もあり、適用税率23%になる見込みですので、個人事業税455,200円×23%＝104,696円の所得税に減額される計算となります。

つまり、処分庁のミスによって、上記の差額77,384円の国税を払い過ぎとなります。

都民として税を納めることは当然であり、即納付しました。ただ、このような不利益が生じた場合、納税者に対し救済措置はないのでしょうか。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 7月13日	諮問
令和3年 9月21日	審議（第59回第1部会）
令和3年10月29日	審議（第60回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## 1 法令等の定め

### (1) 事業税の納税義務者について

法72条の2第3項によれば、個人の行う事業に対する事業税は、第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課するとされている。

そして、同条10項は、「第三種事業」として、13号に「税理士業」を掲げている。

また、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日付総税都第16号（全部改正）総務大臣通知）によれば、事業税の納税義務者である「事業を行う個人」に当たるか否かの判断基準について、事業を行う個人とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている個人をいうものであるとしている。

### (2) 個人事業税の課税標準等について

#### ア 課税標準等について

個人事業税の課税標準は、法72条の49の11第1項において、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による旨を定めている。なお、条例も、38条1項に同旨の規定を置いている。

そして、法72条の50第1項によると、個人の行う事業に対し事業税を課する場合においては、原則として、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち、事業所得について当該個人が税務官署に申告した課税標準を基準として事業税を課するものとされている。

#### イ 事業主控除について

法 7 2 条の 4 9 の 1 4 第 1 項によれば、事業を行う個人については、当該個人の事業の所得の計算上 2, 9 0 0, 0 0 0 円を控除するとされている。

#### ウ 個人事業税の標準税率について

法 7 2 条の 4 9 の 1 7 第 1 項 3 号によれば、第三種事業を行う事業に対する個人事業税は、所得（法 7 2 条の 4 9 の 1 1 第 1 項及び条例 3 8 条 1 項）に 1 0 0 分の 5 の標準税率によって定めた率を乗じて得た金額とするとされている。

#### エ 青色申告について

所得税法 1 4 3 条によれば、事業所得を生ずべき業務を行う者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書を青色の申告書により提出することができるとされており、同法 1 4 4 条は、その年分以後の各年分の所得税につき同法 1 4 3 条の承認を受けようとする者は、その年の 3 月 1 5 日までに当該業務に係る所得の種類その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないとされている。

#### オ 賦課徴収に関する申告について

法 7 2 条の 5 5 第 1 項によれば、個人事業税の納税義務者で、法の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が、法 7 2 条の 4 9 の 1 4 第 1 項の規定による控除額（2, 9 0 0, 0 0 0 円）を超えるものは、当該年度の初日の属する年の 3 月 1 5 日までに、当該年の前年中の事業の所得その他当該事業の所得の計算に必要な事項を事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告しなければならないとされている。ただし、個人事業税の納税義務者が前年分の所得税につき確定申告書（所得税法 2 条 1 項 3 7 号）を提出した場合には、その日に、事業税の申告

がされたものとみなすとされ（法 72 条の 55 の 2 第 1 項）、その場合、確定申告書に記載された事項のうち事業税の申告に必要な事項に相当するもの及び確定申告書に附記された事業税の賦課徴収につき必要な事項は、事業税の申告がされたものとみなすとされている（法 72 条の 55 の 2 第 2 項及び 3 項）。

(3) 賦課決定に係る期間制限の定め

賦課決定は、法 17 条の 5 第 3 項の規定によれば、法定納期限の翌日から起算して 3 年を経過した日以後においてはすることができないとされている。そして、法定納期限とは、法又はこれに基づいて定められた条例に規定する納期限をいうとされ（法 11 条の 4）、個人事業税については、原則として、8 月 31 日が法定納期限となる（法 72 条の 51 及び条例 39 条の 5）。

2 本件についての検討

これを本件についてみると、本件確定申告書等によれば、次のとおりである。

(1) 請求人は、法 72 条の 2 第 10 項 13 号に規定する「税理士業」として、その業務の対価として報酬を得る一方で、経費を計上していること等から、「事業を行う個人」とであると認められ、個人事業税の納税義務者となる。

(2) 個人事業税の税額については、平成 30 年分の事業所得の額は、11,355,458 円であるところ、この金額は、国税に固有の青色申告特別控除を適用した後の金額であるため、同控除額として計上された 650,000 円については、個人事業税の課税対象とする所得の計算上は上記申告にかかる事業所得の額にこれを加算し、そこから個人事業税における事業主控除の額 2,900,000 円（上記 1・(2)・イ）を減じて得た 9,105,000 円（法 20 条の 4 の 2 第 1 項の規定により、千円未満の端数金額は切り捨てる。）が課税標準額となる（上記 1・(2)）。

そして、税理士業は第三種事業であるから（上記1・(1)）、上記により求めた課税標準額9,105,000円に、第三種事業について東京都において課する個人事業税の税率100分の5を乗じて得た額455,200円（法20条の4の2第3項の規定により、百円未満の端数金額は切り捨てる。）が、請求人に賦課すべき平成30年分の個人事業税の税額となるものである。

本件処分における税額455,200円（別紙処分目録参照）は、これに一致しており、違算等の事実は認められない。

(3) さらに、本件処分は、法定納期限（本件では令和元年8月31日）から3年以内になされているから、賦課決定の期間制限にも抵触しない（上記1・(3)）。

(4) 以上によれば、本件処分は、上記1の法令等の定めにより適正になされたものと認められる。

### 3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、行政不服審査法における審査の対象は、行政庁の処分の違法・不当性の有無であるところ（同法1条1項参照）、本件処分は上記2で述べたとおり、課税漏れにより約1年間賦課処分が遅れたとしても、上記1の法令等の定めにより適正に行われているものである。そうすると、賦課処分の遅れにより、結果として請求人に国税の払い過ぎが生じたとしても、それをもって本件処分に違法又は不当な点があるということとはできない。

なお、請求人は、「国税の場合は、職員の指導誤りや事務処理等で納税者に不利益を与えた場合は国家賠償法で救済しています。」と主張しているが、この主張は国家賠償制度に関するものであって、本件処分に違法又は不当な点はない。

したがって、請求人の主張には理由がないといえる。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙（略）